

交第4号議案

平成24年度横浜市自動車事業会計資本剰余金の処分及び

交第5号議案

平成24年度横浜市自動車事業会計補正予算（第1号）の概要について

1 概要

補助金をもって取得したバス車両の廃棄により発生する損失について、地方公営企業法第32条第3項の規定により、国庫補助金等を源泉とする資本剰余金3億5,000万円を上限として処分し、補填します。

また、これにあわせて、平成24年度自動車事業会計予算で計上していた固定資産の除却に係る特別損失について、予算の減額補正を行います。

2 提案理由

(1) 交第4号議案 平成24年度横浜市自動車事業会計資本剰余金の処分

地方公共団体における地方公営企業経営の自由度を高めるとともに、議会のチェック機能を強化する等の観点から、地方公営企業法及び同施行令の一部が改正され、地方公営企業における「資本制度」について、一部取扱いが見直されました。

この改正の中で、これまで資本剰余金の処分については、改正前の地方公営企業法第32条第6項及び地方公営企業法施行令第24条の2の規定により、「資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産の撤去等によって損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる」こととされていたところ、「条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない（地方公営企業法第32条第3項）」と改正されました。

このため、みなし償却制度を採用していた資産の廃棄により発生する損失を補助金を源泉とする資本剰余金をもって補填することについて、地方公営企業法第32条第3項の規定により議会の議決を経るため、議案を提出するものです。

※ 平成24年度自動車事業会計資本剰余金の処分の概要は、**別紙1** のとおり。

(廃棄する資産の内容)

(単位：千円)

資産の内容	取得価額	補 助 金			
		計	国庫補助	県補助	一般会計補助
バス車両(50両)	1,087,845	350,000	90,000	10,000	250,000

《裏面あり》

(2) 交第5号議案 平成24年度横浜市自動車事業会計補正予算(第1号)

平成24年度当初予算においては、(1)のような資本剰余金の処分についての議決を前提とした予算を編成できなかつたことから、制度改革に伴う固定資産除却損として特別損失を計上しておりましたが、資本剰余金の処分議案の提出にあわせて、この特別損失を減額する補正予算についての議案を提出するものです。

※平成24年度自動車事業会計補正予算(第1号)の概要は、**別紙2**のとおり。

【参考①】地方公営企業法の改正

○地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正)

	利益の処分	資本剰余金の処分	資本金の減少
改正前	① 1/20を下らない金額を減債積立金として積立 ② 残額は議会の議決により処分可	① 原則不可 ② <u>補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可</u> ③ 利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	不可



改正後	条例又は議決により可	<u>条例又は議決により可</u>	議決により可
-----	------------	-------------------	--------

【参考②】資本剰余金について

(貸借対照表)

資産	負債
	資本 資本金 剰余金 資本剰余金 利益剰余金

「資本剰余金」…資本金に属するもの以外の資本取引によって企業内に留保された剰余金

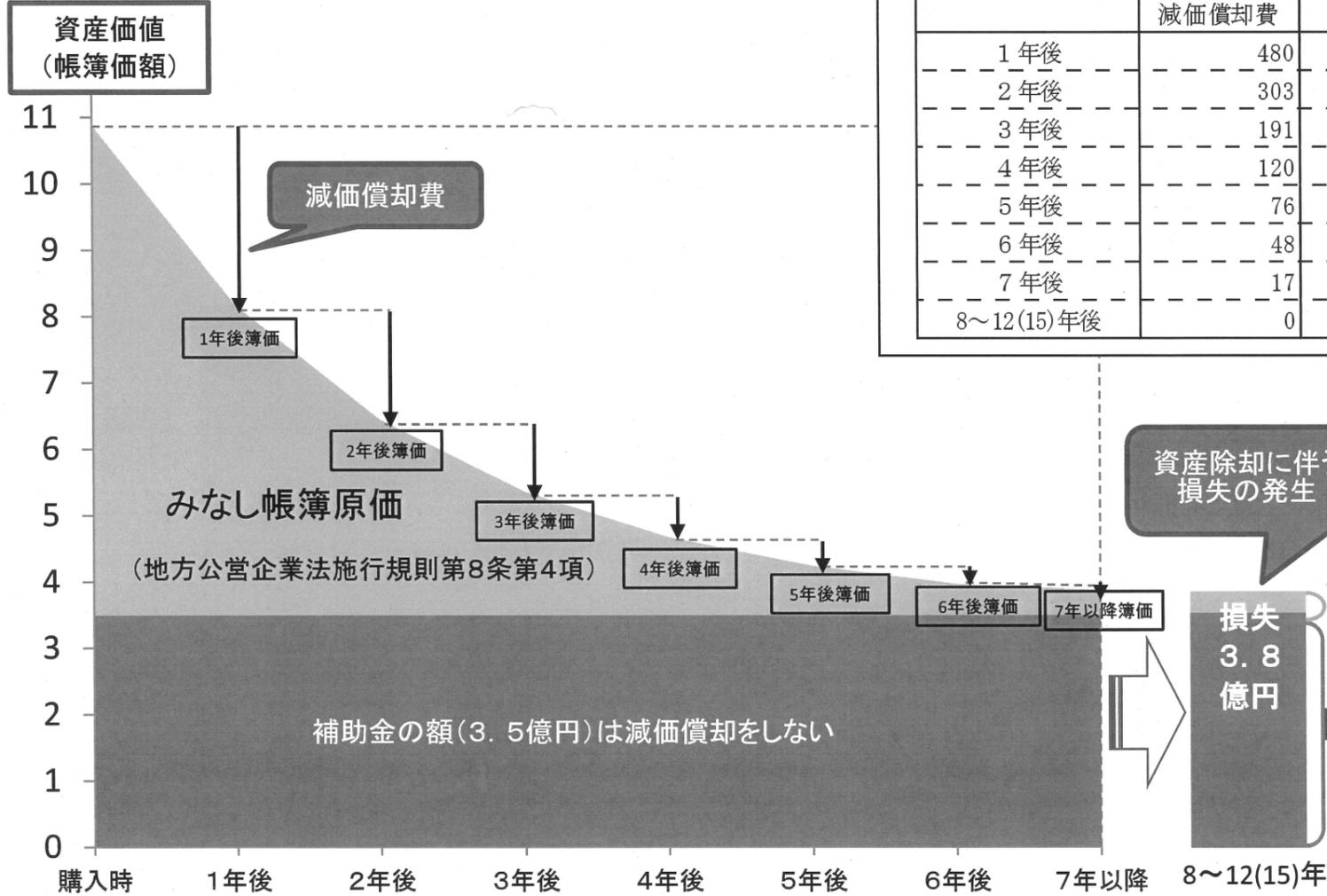
【自動車事業会計における資本剰余金】

- ・国庫・県補助金 … 固定資産取得に対する国・県からの補助金
- ・他会計補助金 … 固定資産取得に対する本市他会計からの補助金
- ・建設受入負担金 … 停留所上屋等の固定資産取得に対する民営事業者等からの負担金
- ・受贈財産評価額 … 寄付受入資産等の評価額
- ・その他資本剰余金 … 固定資産取得に対する宝くじ協会等からの助成金など

「資本剰余金の処分」の概要

- 車両の購入金額 : 10.9億円(50両)
- 車両購入のための補助金額 : 3.5億円
- 減価償却の方法 : 定率法
- 耐用年数(償却率) : 5年(0.369)

単位: 億円



購入時(億円)	
車両	10.9
企業債	7.4
資本剰余金(補助金)	3.5

(みなし償却資産の減価償却のモデルケース)

	減価償却費	残存簿価
当初購入金額	2,000万円	
補助金額	700万円	
	(単位: 万円)	
1年後	480	1,520
2年後	303	1,217
3年後	191	1,026
4年後	120	906
5年後	76	830
6年後	48	782
7年後	17	765
8~12(15)年後	0	765

※減価償却費の算定式

初年度(当初購入金額-補助金額)×償却率
 $(2,000万円 - 700万円) \times 0.369 = 480万円$
 2年目以降(前年度簿価-補助金額)×償却率
 2年目 $(1,520万円 - 700万円) \times 0.369 = 303万円$

※みなし償却の根拠規程: 旧地方公営企業法施行規則第8条第4項
 ※地方公営企業会計制度の見直しに伴い、平成26年度から「みなし償却制度」は廃止

資産除却に伴う損失の発生

損失
3.8億円

通常の固定資産除却損に計上している額: 0.3億円

<平成23年度まで>
 資本剰余金(補助金)の取崩によって損失3.5億円を補填

固定資産除却損 3.5億円
 資本剰余金補填 ▲3.5億円
 旧地方公営企業法第32条第6項
 旧地方公営企業法施行令第24条の2

<平成24年度から>
 損失補填が禁止(3.5億円)
 損失補填を行うためには、
 条例又は議会の議決

地方公営企業法第32条第3項
 交第4号議案
 資本剰余金の処分

廃車時(平成23年度まで)(億円)	
除却損	0.3
車両	3.8
資本剰余金(補助金)	3.5

廃車時(平成24年度当初)(億円)	
除却損	0.3
車両	3.8
特別損失	3.5

予算の補正
 (特別損失: △3.5億円)

交第5号議案
 補正予算(第1号)

24年度
 当初予算

交第5号議案

平成24年度横浜市自動車事業会計補正予算(第1号)概要表

(単位:千円)

区 分		既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計	
收	營業	乗 車 料 収 入	20,044,303		20,044,303
	収 益	広 告 料 収 入 等	540,867		540,867
		小 計	20,585,170	0	20,585,170
益	營業	人 件 費	13,121,055		13,121,055
	費 用	経 費 等	7,273,196		7,273,196
		小 計	20,394,251	0	20,394,251
	營 業 損 益	190,919	0	190,919	
的	營業	一 般 会 計 補 助 金	611,534		611,534
	外 収 益	そ の 他 収 入	355,014		355,014
		小 計	966,548	0	966,548
收	營業	支 払 利 息 等	553,083		553,083
	外 費 用	小 計	553,083	0	553,083
		營 業 外 差 引	413,465	0	413,465
	予 備 費	20,000		20,000	
	經 常 損 益	584,384	0	584,384	
支		特 別 損 失	540,765	△ 350,000	190,765
		純 損 益	43,619	350,000	393,619
	資 本 的 收 支	收 入	企 業 債	967,000	
		一 般 会 計 補 助 金 等	45,443		45,443
		計	1,012,443	0	1,012,443
	支 出	建 設 改 良 費	1,971,812		1,971,812
		企 業 債 償 還 金	2,053,631		2,053,631
		計	4,025,443	0	4,025,443
	資 本 的 收 支 差 引	△ 3,013,000	0	△ 3,013,000	
補填財源		6,936,043	0	6,936,043	
	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	6,936,043		6,936,043	
年 度 末 資 金 残 額		3,923,043	0	3,923,043	